

令和5年度 天童市立高掬小学校いじめ防止基本方針の概要

I いじめに対する基本認識・基本姿勢

基本認識

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係な児童はいない。

基本姿勢

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じ、迅速に進める。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、保護者、天童市教育委員会、地域住民、その他の機関及び関係者と協力して、解消にあたる。
- ⑤児童の特性を踏まえた適切な支援、指導を継続して行う。
- ⑥学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

II いじめ防止等のための組織と取り組み

高掬小学校いじめ防止等対策会議

「天童市立高掬小学校いじめ防止基本方針」及び方針に基づく取り組みの計画を協議、策定、検証・修正等を行う。

いじめ防止等対策推進委員会

「天童市立高掬小学校いじめ防止基本方針」に基づき校内の取り組みを行う。

III いじめ防止等対策の基本的な方針

1 関係者の責務

- 職員は、いじめの予防と早期発見・対応等のために必要な措置を迅速かつ的確に講ずる。
- 児童は、いじめを行ってはならない。いじめに関わったときは、職員、保護者の支援を得てよりよい自分づくりに努める。
- 保護者は、職員と協働し、児童の成長に必要な支援を行う。

2 いじめ未然防止のための取り組み

- けんかやふざげ合いであっても、好意で行った行為でも、児童の感じる被害性に着目し、「児童がいじめられた」というのであれば「いじめ」ととらえる。
(好意で行った行動・意図せずに行った言動・故意で行った言動を見極め、適切な指導と支援に努める。)
- 「いじめは人間として絶対ゆるされない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。
- わかりやすい授業づくり及び他者の役に立っていると感じることでできる機会や困難な状況を乗り越えるような体験の充実を図り、自己肯定感、自己有用感等を培う。あわせて子どもの特性を踏まえた適切な支援・指導を継続して行う。
- 児童会を中心にして、いじめ防止に関わる取り組みを行う。(児童一人一人が明るく、楽しく学校生活を送ることができるような取り組みを企画していく。)
- インターネット上のいじめの類型や情報モラルについて、学年に応じ、家庭・地域・PTAと連携して指導する。

3 早期発見の在り方

- 定期的なアンケート調査(被害・加害)や日常の観察等により、見えにくいいじめを察知する。
- 相談窓口を設定し、保護者等へ周知する。

4 いじめに対する措置

- いじめと疑われる行為の発見や訴えは、速やかに事実確認を行った上で、全職員で情報を共有し対応する。また、その結果を、高掬小学校いじめ防止等対策会議及び天童市教育委員会に報告するとともに、被害者、加害者及びその保護者並びに学級等に適切に対応する。
- いじめの解消については、①少なくとも3ヶ月以上それに係る行為が止んでいること②被害児童が心身の苦痛を感じていないことの要件を満たしていることを前提とする。

5 教育的諸問題から配慮すべき児童への対応

- 特に配慮が必要な児童については学校全体を通して、日常的に特性を踏まえた支援を積み重ねる。

6 重大事態への対処

- 重大事態及びその疑いのあると認められた事案は、天童市教育委員会の判断に基づき、速やかに第三者による調査組織を設け、重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

7 教育相談体制・生徒指導体制

- 教育相談、生徒指導に係る計画をもとに、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。

8 校内研修

- いじめの理解、組織的対応、指導記録の生かし方等に関する研修を行い教職員の共通認識を図る。週に一度は職員で児童の様子について語り合う場を設定する。

9 学校評価

- 学校評価において、いじめ問題を取り扱い、その結果等について知らせ、家庭や地域との連携を図るとともに、その取り組み状況を評価し児童の視点で客観的に振り返り、改善を図る。

10 その他

- 校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。
- 職員間での記録の共有化と適切な管理、年度末・始での確実な引継ぎを図る。